

第73期 定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

大阪府中央区難波五丁目1番60号
なんばスカイオ
7階コンベンションホール

議案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

目次

第73期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	51
連結計算書類	79
計算書類	81
監査報告書	83

証券コード 6418

2026年6月2日

(電子提供措置の開始日 2026年5月26日)

株主各位

大阪市浪速区難波中二丁目11番18号

日本金銭機械株式会社

代表取締役社長 上 東 洋次郎

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認ください。

当社ウェブサイト <https://www.jcm-hq.co.jp/>



(当社ウェブサイトへアクセス後、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6418/teiiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセス後、「銘柄名(会社名)」に「日本金銭機械」を入力し検索、又は「コード」に当社証券コード「6418」を入力し検索していただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」の「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

また、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使いただけますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	大阪市中央区難波五丁目1番60号 なんばスカイオ 7階 コンベンションホール (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3	目的事項	報告事項 1.第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件 第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

<株主の皆様へのお願い>

- ・当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使いただけますので、是非ご活用ください。
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

<当社の対応>

- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
- ・株主総会資料の電子提供制度のもと、原則として、株主の皆様へはサマリー版の招集ご通知をお届けしています。
- ・書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、前記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・本招集ご通知又は電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

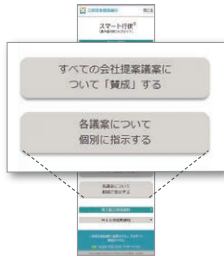
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

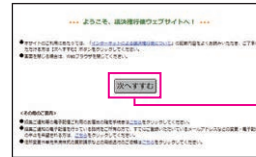
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

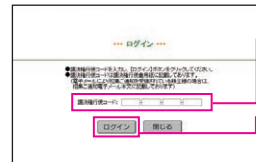
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

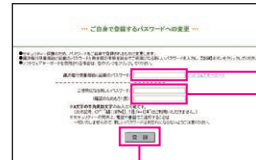
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より一層の経営体制の強化のため1名を増員し、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の指名にあたっては、公正性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、かつその委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会にて決定したものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当 (重要な兼職)	取締役会への出席率 (第73期)
1	再任 上東 洋次郎	代表取締役社長 (上東興産(株) 代表取締役)	100.0% (18回中18回)
2	再任 高垣 豪	代表取締役専務取締役上席執行役員 経営企画本部長	100.0% (18回中18回)
3	再任 井内 良洋	常務取締役上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業管掌	100.0% (18回中18回)
4	再任 中谷 議人	常務取締役上席執行役員 生産本部長 兼 生産管掌	100.0% (18回中18回)
5	再任 今井 崇智	常務取締役上席執行役員 経営企画本部副本部長 グローバル統轄本部副本部長 グローバルファイナンス管掌 (JCM AMERICAN CORP. 代表取締役)	100.0% (18回中18回)
6	新任 藤原 靖之	上席執行役員 研究開発本部長 兼 開発管掌 (J-CASH MACHINE (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役)	—% (一回中一回)
7	再任 社外 独立役員 吉川 興治	社外取締役 (弁護士(馬場法律事務所))	100.0% (18回中18回)
8	再任 社外 独立役員 猿渡 辰彦	社外取締役	94.4% (18回中17回)



候補者番号

1

かみ ひがし よう じ ろ う
上 東 洋次郎

(1959年6月5日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年10月 当社入社
1993年6月 当社取締役
1995年5月 当社取締役海外営業部長
2006年6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長
2007年4月 当社代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社の株式数

1,466,283株

■ 在任年数（本総会終結時）

33年

■ 取締役会への出席率（第73期）

100.0%（18/18回）

■ 重要な兼職の状況

上東興産(株) 代表取締役

取締役候補者とした理由

上東 洋次郎氏は、海外子会社における経営経験を活かし、現在は代表取締役社長としてグローバルに展開する当社グループの経営に対して統率力を発揮して、果敢な経営判断と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

上東 洋次郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

2

たか がき つよし
高 垣 豪

(1961年9月13日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1997年 8 月 当社入社
- 2007年 6 月 当社執行役員管理本部副本部長
- 2011年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長
- 2013年 6 月 当社取締役上席執行役員
- 2013年12月 当社経営企画本部長（現任）
- 2019年 6 月 当社常務取締役上席執行役員
- 2026年 4 月 当社代表取締役専務取締役上席執行役員（現任）

■ 所有する当社の株式数

15,300株

■ 在任年数（本総会終結時）

13年

■ 取締役会への出席率（第73期）

100.0%（18/18回）

取締役候補者とした理由

高垣 豪氏は、入社以来、総務・法務コンプライアンス・人事関連の業務に従事して当社グループの発展を支えた実績があり、また、現在は代表取締役専務取締役として当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

高垣 豪氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

3

い うち よし ひろ
井 内 良 洋

(1960年5月21日生)

再任

■ 所有する当社の株式数

19,600株

■ 在任年数（本総会終結時）

8年

■ 取締役会への出席率（第73期）

100.0%（18/18回）

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 2004年3月 当社入社
- 2007年6月 当社執行役員海外統轄本部副本部長
- 2010年11月 JCM GOLD (H.K.) LTD.代表取締役
- 2016年6月 当社上席執行役員生産本部担当
- 2018年6月 当社取締役上席執行役員グローバル統轄本部長
- 2019年7月 当社営業管掌（現任）
- 2026年4月 当社常務取締役上席執行役員グローバル統轄本部長（現任）

取締役候補者とした理由

井内 良洋氏は、入社以来、主に海外での販売活動に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は常務取締役としてグローバルな視点に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

井内 良洋氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

4

なか たに のり ひと
中 谷 議 人

(1960年2月20日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年10月 当社入社
2007年6月 当社執行役員 S C M本部副本部長
2008年5月 当社技術本部副本部長
2010年11月 JCM CHINA CO.,LTD.代表取締役
2015年6月 当社ものづくり統轄本部生産担当
2016年6月 当社生産本部長
2017年6月 当社第2研究開発本部長
2018年6月 当社上席執行役員
J C Mシステムズ(株)常務取締役
2019年6月 当社取締役上席執行役員
2021年10月 当社生産管掌 (現任)
2022年1月 当社生産本部長 (現任)
2026年4月 当社常務取締役上席執行役員 (現任)

■ 所有する当社の株式数

17,700株

■ 在任年数 (本総会終結時)

7年

■ 取締役会への出席率 (第73期)

100.0% (18/18回)

取締役候補者とした理由

中谷 議人氏は、入社以来、主に生産関連業務に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は常務取締役として生産部門の責任者を務めるなど、当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

中谷 議人氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 (3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

5

いま い たか とも
今 井 崇 智

(1961年2月28日生)

再任

■ 所有する当社の株式数

8,300株

■ 在任年数（本総会終結時）

3年

■ 取締役会への出席率（第73期）

100.0%（18/18回）

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 2001年 9月 当社入社
- 2011年10月 当社財務経理本部副本部長
- 2016年 7月 当社執行役員
経営企画本部副本部長（現任）
- 2018年 7月 当社上席執行役員
JCM AMERICAN CORP. 代表取締役（現任）
- 2023年 6月 当社取締役上席執行役員
当社グローバル統轄本部副本部長（現任）
当社グローバルファイナンス管掌（現任）
- 2026年 4月 当社常務取締役上席執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

JCM AMERICAN CORP. 代表取締役

取締役候補者とした理由

今井 崇智氏は、入社以来、主に経理財務・海外子会社管理に関わる業務に従事し、さらに海外における販売子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループに貢献した実績と経験を有しており、現在は常務取締役として今後の当社グループにおける海外展開をさらに活性化させるために、グローバルファイナンスの分野で当該業務に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

今井 崇智氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

6

ふじ わら やす ゆき
藤 原 靖 之

(1969年1月15日生)

新任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2018年 7月 当社生産本部技術部長
2019年 6月 当社執行役員第1 研究開発本部副本部長
2021年10月 当社上席執行役員第1 研究開発本部長
2022年 7月 当社開発管掌（現任）
2023年 7月 当社上席執行役員研究開発本部長（現任）

■ 重要な兼職の状況

J-CASH MACHINE (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役

■ 所有する当社の株式数

4,200株

■ 在任年数（本総会終結時）

一年

■ 取締役会への出席率（第73期）

－%（－/－回）

取締役候補者とした理由

藤原 靖之氏は、入社以来、主に生産技術・研究開発に関わる業務に従事し、さらに海外のソフトウェア開発子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループに貢献した実績と経験を有しており、今後の当社グループにおける技術開発・製品競争力のさらなる強化には必要不可欠な人材であり、当該業務に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たすことや、その職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を新たに取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

藤原 靖之氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 (3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

7

よし かわ こう じ
吉 川 興 治

(1950年2月8日生)

再任 社外 独立役員

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 在任年数（本総会終結時）

12年

■ 取締役会への出席率（第73期）

100.0%（18/18回）

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 検事任官（大阪地方検察庁）
2000年4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長
2004年4月 最高検察庁検事
2005年7月 大阪地方検察庁次席検事
2009年1月 神戸地方検察庁検事正
2010年1月 検事退官
2010年3月 弁護士登録
2014年6月 当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

弁護士（馬場法律事務所）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川 興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、ゲーミング市場におけるライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスを行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。

独立性について

当社は、吉川 興治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

吉川 興治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

責任限定契約について

当社は、吉川 興治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 (3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

8

さる わたり たつ ひこ
猿 渡 辰 彦

(1953年3月1日生)

再任 社外 独立役員

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 在任年数（本総会終結時）

6年

■ 取締役会への出席率（第73期）

94.4%（17/18回）

■ 略歴、当社における地位及び担当

1976年4月 東陶機器(株)（現 TOTO(株)）入社
2001年6月 同社取締役執行役員機器事業グループ長
2002年6月 同社取締役常務執行役員機器事業グループ長兼中央技術センター所長
2006年6月 同社取締役専務執行役員研究・技術グループ、経営企画部担当
2013年5月 ㈱井筒屋 社外監査役
2013年6月 TOTO(株)代表取締役副社長
2016年6月 ㈱ノリタケカンパニーリミテド（現 ノリタケ(株)）社外監査役
2020年6月 当社社外取締役（現任）
2023年6月 ㈱ノリタケカンパニーリミテド（現 ノリタケ(株)）社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

猿渡 辰彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けた経営活動における助言・提言を行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。

独立性について

当社は、猿渡 辰彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

猿渡 辰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

責任限定契約について

当社は、猿渡 辰彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 (3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、各候補者の指名にあたっては、公正性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、かつその委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会にて決定したものです。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当 (重要な兼職)	取締役会への出席率 (第73期)	監査等委員会への出席率 (第73期)
1	再任 寺岡路正 てら おか みち まさ	取締役常勤監査等委員	100.0% (18回中18回)	100.0% (14回中14回)
2	再任 社外 独立役員 佐藤陽子 さ とう よう こ	社外取締役監査等委員 (公認会計士(公認会計士佐藤陽子事務所 所長)、トーカロ(株)社外取締役、山陽電気 鉄道(株)社外取締役)	100.0% (18回中18回)	100.0% (14回中14回)
3	新任 社外 川田由貴 かわ た ゆ き	(弁護士(弁護士法人北浜法律事務所))	—% (一回中一回)	—% (一回中一回)



候補者番号

1

てら おか みち まさ
寺 岡 路 正

(1960年5月17日生)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1980年 6月 当社入社
- 2006年 6月 当社執行役員管理本部副本部長
- 2007年 6月 当社上席執行役員管理本部長
- 2014年 6月 JCMシステムズ(株)常務取締役
- 2017年 6月 当社上席執行役員
当社経営企画本部国内関連事業統轄部長
- 2018年 6月 当社リスク管理統轄 兼 内部監査担当
- 2019年 6月 当社常勤監査役
- 2024年 6月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)

■ 所有する当社の株式数

42,731株

■ 在任年数 (本総会最終時)

7年 (うち常勤監査役5年、
取締役 (常勤監査等委員) 2年)

■ 取締役会への出席率 (第73期)

100.0% (18/18回)

■ 監査等委員会への出席率 (第73期)

100.0% (14/14回)

監査等委員である取締役候補者とした理由

寺岡 路正氏は、入社以来、財務・経理を中心とした管理業務に長年にわたり従事し、当該分野において豊富な経験と実績を有しております。加えて、リスク管理業務や内部監査業務の責任者を務めるなど、当社グループ全体の業務内容に精通しており、当社常勤監査役及び取締役常勤監査等委員としての当該業務経験に基づく適切な監査経験もあります。これらの知識及び経験を活かし、今後も監査等委員である取締役として業務執行に対する実効性の高い監査・監督機能の発揮が期待されることから、同氏は当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

寺岡 路正氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2 (3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

2

さとう ようこ
佐藤 陽子

(1960年7月23日生)

再任 社外 独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1986年 9月 太田昭和監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）入所
- 1990年 3月 公認会計士登録
- 2011年 5月 新日本有限責任監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）シニアパートナー就任
- 2019年 6月 E Y 新日本有限責任監査法人 退所
- 2019年 9月 公認会計士佐藤陽子事務所所長（現任）
- 2020年 6月 当社社外監査役
- 2024年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

- 公認会計士（公認会計士佐藤陽子事務所所長）
- トーカロ(株)社外取締役
- 山陽電気鉄道(株)社外取締役

■ 所有する当社の株式 一株

■ 在任年数（本総会最終時）

6年（うち社外監査役4年、
社外取締役（監査等委員）2年）

■ 取締役会への出席率（第73期）

100.0%（18/18回）

■ 監査等委員会への出席率（第73期）

100.0%（14/14回）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤 陽子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり公認会計士として監査業務に従事し、財務及び会計に関する高度な専門的見識と豊富な監査経験を有しております。また、現在は社外取締役監査等委員として客観的かつ専門的な視点から取締役の業務執行に対する監査を行うとともに、適切な助言・提言等を行っており、当社の経営の健全性確保に寄与しております。これらの知識及び経験を活かし、今後も監査等委員である社外取締役として、業務執行に対する実効性の高い監査・監督機能の発揮が期待されることから、同氏は当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

独立性について

当社は、佐藤 陽子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

佐藤 陽子氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

責任限定契約について

当社は、佐藤 陽子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、改めて同様の内容の契約を締結する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2 (3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

3

かわ た ゆ き
川 田 由 貴

(1986年4月22日生)

新任 社外

■ 略歴、当社における地位及び担当

2013年12月 弁護士登録
2014年 1月 弁護士法人北浜法律事務所入所
2025年 1月 弁護士法人北浜法律事務所パートナー弁護士（現任）

■ 重要な兼職の状況

弁護士（弁護士法人北浜法律事務所）

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 在任年数（本総会最終時）

一年

■ 取締役会への出席率（第73期）

-%（-/一回）

■ 監査等委員会への出席率（第73期）

-%（-/一回）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川田 由貴氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた企業リスク管理及びコンプライアンス分野に関する専門的な見識に加え、海外法律事務所での勤務を含む海外経験に基づく国際的な視点を有しております。これらの知識・経験に基づく会社経営の健全性の確保、強固なコンプライアンス体制の構築のための有益な指導・助言や業務執行に対する監査・監督機能の強化が期待されることから、同氏は当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者としております。

独立性について

当社は、川田 由貴氏が所属する弁護士法人北浜法律事務所と顧問契約を締結しており、直近事業年度における当社から同法人への報酬額が、当社が独自に策定する独立性判断基準（年間120万円）を超えているため、同氏を独立役員として指定せず、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行う予定はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

川田 由貴氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

責任限定契約について

当社は、川田 由貴氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定をしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2 (3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役構成

当社は、取締役の選任にあたり、当社グループの事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル・ノウハウ及び多様性等について、各候補者の経験や実績に基づき、指名報酬諮問委員会にて検証及び答申の上、選任しております。

本定時株主総会後の取締役のスキルマトリックス

氏名及び役職等		経	国	生	技	営	財	人	法
上東 洋次郎		●	●		●	●			
高垣 豪	指名 評議	●					●	●	●
井内 良洋	指名 評議	●	●	●	●	●			
中谷 議人		●	●	●	●				
今井 崇智		●	●			●	●		
藤原 靖之			●		●				
吉川 興治	社外 指名 評議								●
猿渡 辰彦	社外 指名 評議	●			●			●	
寺岡 路正	監 指名	●				●	●		
佐藤 陽子	監 社外 指名 評議	●					●		
川田 由貴	監 社外 指名 評議		●					●	●

上記の役職等及びスキルの略称は以下のとおりであります。

(役職等)

監 監査等委員
 社外 社外役員
 指名 指名報酬諮問委員会
 評議 社外役員評議会
 (スキル)

経	経営経験・企業戦略	国	国際経験	生	生産・製造	技	技術・開発
営	営業 ・マーケティング	財	財務・会計 M&A	人	人事・労務 人材開発	法	法務 ・リスクマネジメント

(ご参考)

社外取締役の独立性判断基準

当社における社外取締役の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外取締役は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間5百万円、団体の場合は12百万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間10百万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
10. 過去5年間に於いて、上記2から9に該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外取締役として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外取締役候補者とする場合がある。

以上

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額は、2024年6月25日開催の当社第71期定時株主総会において、年額270百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、取締役の昇格及び員数増加に加え、先に策定した中期経営計画「JCM Global Vision 2032～Next Growth Stage～」における目標の達成をこれまで以上に動機づけることを重視した報酬体系に改めるとともに、競合する国内外の製造企業と比べ競争力のある報酬水準となるようにするため、取締役の報酬等の額を年額390百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするにつぎ、ご承認いただきたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は7名であります。第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が承認可決されました場合、取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）となります。

本議案に係る報酬等の額は、当社の取締役の報酬に関する基本方針に基づき、固定報酬並びに会社業績及び中長期的な企業価値の向上に資する指標等に連動した業績連動報酬を支給するものであり、当社の規模や役員構成、今後の事業展開等を総合的に勘案し設定したもので、独立社外取締役が委員長を務め、かつその委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。

第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、2006年6月28日開催の第53期定時株主総会におけるご承認を得て、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するための当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、直近では第70期定時株主総会において、必要に応じて内容の一部改定を行いつつ、その継続につき、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、現在継続中のプランを「現プラン」といいます。）が、現プランは、2026年6月24日開催予定の第73期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって、その有効期間が満了することになります。

当社では、現プランの継続決定後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる様々な議論の進展を踏まえ、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、その継続の是非を含め、その在り方について検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、2026年5月21日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に規定される当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランに所要の見直しを行った上でこれを継続（以下、継続後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしましたので、お諮りするものであります。

上記取締役会では、本プランの継続について、独立社外取締役4名を含む取締役10名（監査等委員3名を含む）の全員一致で承認可決されており、独立社外取締役2名を含む3名で構成される監査等委員会においても、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本プランの継続に当たり、主な変更点は以下のとおりです。

- ①中期経営計画の概要について、新たに2026年5月21日に公表した2027年3月期から2029年3月期までの3か年計画に内容を更新いたしました。
- ②「大量買付行為等」及び「非適格者」に該当するかの基準となる「実質的に支配」又は「共同なしいし協調して行動」に該当するか否かを判定する際に用いられる基準として、【別紙1】の「共同協調行為等認定基準」を作成いたしました。
- ③その他、文言の整理等を行いました。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容、企業価値の源泉や当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

当社は上場企業であることから、当社株式の売買については、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づいて行われるべきものと考えております。当社に対する株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、近年、わが国の資本市場では、対象企業の経営陣との事前の協議や合意のプロセスを経ることなく、突然、いわば敵対的かつ一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。一方的な株式の大量の買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に対し株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象企業の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象企業の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、その他真摯に合理的な経営活動を行う意思が認められないもの等、対象企業の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものと考えます。

当社は、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値について株主や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量の買付行為がなされる等、大量買付行為等（下記Ⅲ. 2. (1)に定義されます。以下、同じとします。）が行われた際に、大量買付者（下記Ⅲ. 2. (1)に定義されます。以下、同じとします。）の提示する当社株式の取得対価の妥当性について短期間で適切な判断を求められる株主の皆様にとって、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、当該大量買付行為等が当社に与える影響や、大量買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、その事業計画の内容、大量買付者の過去の投資行動、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、株主の皆様の重要な判断材料になると考えます。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みは存在するものの、金融商品取引法で認められている大量買付者に対する意見表明報告書による質問の回数は一回に限定されていることに加え、当該質問への対応についても、大量買付者が十分な回答を行うことは義務付けられておらず、理由を付して回答を行わないことも可能となっております。したがって、公開買付規制が適用される大量買付行為であっても、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かについて十分に検討する時間を確保できないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることは否定できません。

以上の状況を考慮した結果、当社といたしましては、大量買付行為等を行う大量買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、当該大量買付行為等に対する株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会にて一定の評価期間が経過した後にのみ当該大量買付行為等を開始することを可能としておく必要があると考えております。

また、前述のとおり、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を著しく損なうものがないとは言えず、当該大量買付行為から当社の企業理念やブランド、株主を始めとするステークホルダーの利益を守ることは、当社の経営を預かる者としては当然の責務であると認識しております。

以上の責務を全うするため、当社取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする大量買付者に対しては、当該大量買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、その買付行為が当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を慎重に検討の上、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切か否かを判断する必要があり、そのためには当社取締役会が設定して事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える対応策をとることが、当社の企業価値の向上、ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するために必要であると考えます。

II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1955年の創業以来、永年にわたって培ってきた紙幣の識鑑別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力、過去から蓄積した膨大な量の貨幣データや安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、ゲーミング市場及びコマース（流通、金融、交通等）市場向けの各種紙幣関連ユニットのほか、各種自動販売機、精算機、情報端末機など、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴のある事業展開を行っております。

また、米国各州のゲーミング委員会による当社及び当社経営陣に対する厳格な審査を経て、195以上のゲーミングライセンスを取得するなど、コンプライアンスを重視した企業としての信頼性に基づき米国ゲーミング市場において高いシェアを誇っております。

当社はこれら特徴ある事業形態や企業特性を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、キャッシュレス決済の台頭に対応する紙幣識別機ユニットとのハイブリッド製品や、紙幣の搬送技術と納金機能を融合したシステム製品を開発するなど、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制づくりに貢献しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

2. 企業価値最大化に向けた取組みの概要

(1) 「中期経営計画」の策定

当社は、現在、2026年5月21日に公表した2028年度（2029年3月期）を最終年度とする中期経営計画「JCM Global Vision 2032～Next Growth Stage～」(以下、「本中期経営計画」といいます。)に定める以下の基本方針及び重点施策の下に事業活動を進めております。

【基本方針】

今後の持続的な成長を見据え、当社は前中期経営計画において、「2032年のありたい姿」の実現に向けた基本方針及び重点課題を明確にしており、本中期経営計画においても、引き続き当社のありたい姿の実現に向け、各施策を着実に推進してまいります。

- ①「多様化するマネートランザクション（代金決済）分野において、お客様へ信頼を提供し続ける企業であり続ける。」
- ②「新たな事業領域においてもブランドカンパニーたる地位の確立を目指す。」

本中期経営計画における3年間は、これらの当社の2032年のありたい姿を実現するために、前中期経営計画3年間に於いて取り組んだ「種まき」の成果をコマーシャル事業の収益基盤へ転換する期間と位置付けております。

当社の主力事業であるグローバルゲーミング事業の安定収益を基盤に、コマーシャル事業を次なる収益の柱として確立するとともに、事業ポートフォリオ、資本配分、人材及びサステナビリティの各領域を強化し、企業価値の最大化を図るものであり、そのための重点施策等は以下のとおりであります。

【重点施策】

「既存事業の安定収益を基盤に、成長投資・事業変革・経営基盤強化を通じて、企業価値を最大化する。」

- ①既存事業の拡大
- ②新たな収益基盤の構築
- ③事業ポートフォリオ変革
- ④規律あるキャッシュフローロケーション
- ⑤人財戦略・人的資本強化
- ⑥サステナビリティマネジメントの高度化

【定量目標】

連結業績

	2026年度 (2027年3月期)	2027年度 (2028年3月期)	2028年度 (2029年3月期)
売上高	39,000 <small>百万円</small>	41,000 <small>百万円</small>	42,000 <small>百万円</small>
営業利益	3,000 <small>百万円</small>	3,700 <small>百万円</small>	4,100 <small>百万円</small>
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,300 <small>百万円</small>	2,600 <small>百万円</small>	2,900 <small>百万円</small>

【主な経営指標】

- ・売上高（CAGR）：10%（2025年度～2028年度）
- ・営業利益率：10%（2028年度）
- ・ROE：8%（2028年度）
- ・海外コマース事業売上高比率：38%（2028年度）※2025年度：15%

(2) コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンスについては、2006年6月の執行役員制度の導入による経営監督機能と業務執行機能の分離を皮切りに、当社にとって最適なスタイルを求めて変革を重ねてまいりました。2014年6月には社外取締役制度を導入し、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と、経営の透明性の向上に努めてまいりました。社外取締役については、現在4名体制を構築しており、そのうち社外取締役（監査等委員）についても女性1名を含む2名による体制とすることで、取締役会における多様性の確保と監督機能の強化に取り組んでまいります。

(3) 株主還元方針

株主還元方針につきましては、利益配分に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施を勘案し、「連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮」して決定することとしておりましたが、中期経営計画に基づき、業績拡大に取り組むなか、株主の皆様への利益還元のさらなる充実のため、今後の配当方針を「連結配当性向50%以上」に変更しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続するものであります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為等が行われる場合に、大量買付者に対して事前に当該大量買付行為等に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

当社の2026年3月31日現在の大株主の状況は事業報告の「2. 会社の現況（1）株式の状況④大株主（上位10名）」に記載のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の約25%は当社役員（取締役6名、執行役員7名）及びその関係者（資産管理会社1社、従業員持株会及び取締役の2親等内の親族1名）によって保有されております。しかし、当社は上場会社であり、株主の皆様のご自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、上記の当社役員及びその関係者の保有割合約25%のうち約8%は個人株主が占めており、各々の意思や事情により当社株式の譲渡、相続その他の処分がなされ、その保有株式が分散・散逸していく可能性は否定できず、必ずしも将来の安定性まで保証するものではないため、今後当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式の大量買付けがなされる可能性があります。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが引続き必要不可欠であると判断し、2026年5月21日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、これを継続することを決定いたしました。

なお、本プランの継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランに関する手続きの流れにつきましては、【別紙2】にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

(1) 対象となる大量買付行為等

本プランにおいては、次の①、②又は③に該当する行為（当社取締役会が予め同意した場合を除き、以下、「大量買付行為等」といいます。）を行い、又は行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）に、本プランに定める手続に従っていただくことといたします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付けその他の取得
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含み、以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（注9）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

注1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注2：金融商品取引法第27条の23第3項に規定する保有者を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下、②において同じです。

注5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じです。

注8：金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

注9：「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたかの判定は、【別紙1】に定める基準に従い行うものとします。なお、【別紙1】に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合がございますが、その場合、速やかに開示いたします。

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者が大量買付行為等を行う場合には、まず、その実施に先立ち、当社に対して大量買付者が大量買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書は当社の定める書式によるものとし、大量買付者の名称・住所・設立準拠法・代表者の氏名・国内連絡先・大量買付行為等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

次に、当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者に対し、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成等のために提供していただくべき情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付いたします。提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為等の内容により異なりますが、項目の具体例としては以下のものが挙げられます。なお、かかる情報を提供していただく際の使用言語も日本語に限ります。

(a) 大量買付行為等の具体的内容

- ①買付けの目的、方法及び内容（買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の確実性等を含みます。）
- ②大量買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無及び意思連絡が存する場合には、その具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- ③買付対価の内容（価額・種類等）、対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- ④買付資金の裏付け、大量買付者に対する資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の具体的な名称及び資金の調達方法（関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大量買付行為等を行った後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の内容
- ⑥大量買付行為等を行った後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係人の処遇方針
- ⑦その他当社が合理的に必要と判断する情報

(b) 大量買付者に関する事項

大量買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者、重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、経歴又は沿革を含みます。）、事業内容、財務状態、経営状態及び業績、過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の経歴等

当社は、当初提供していただいた情報だけでは、株主の皆様の判断に資する意見を形成するには不十分であると考えられ、かつ追加情報の必要性につき特別委員会からも書面による賛同を得られる場合、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくよう要請いたします。

但し、大量買付者が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）は、本必要情報のリスト発送日から起算して60日を上限として設定され、本必要情報が十分に揃わない場合でも情報提供期間が満了したときは、大量買付者との情報提供に係るやりとりを打ち切って、下記（3）の手续に入るものといたします。

なお、当社取締役会は意向表明書が提出された事実については適切に開示し、当社に提供された情報については、当社が必要であると認めた場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

（3）大量買付行為等の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、上記（2）に基づき当社が求めた情報が十分に揃ったと認めた場合又は情報提供期間が満了した場合には、その旨を大量買付者に通知し、かつ速やかにその旨を開示するとともに、当社取締役会によるこれらの情報の評価・検討、大量買付者との交渉あるいは当該大量買付行為等に対する意見形成、代替案の策定等を行うための時間的猶予として、当該大量買付行為等の内容に応じて下記①又は②による期間（以下、「評価期間」といいます。）を設定いたします。買付けは、この評価期間が経過した後に初めて実施され得るものといたします。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合には60日（初日不算入）

②その他の買付けの場合には90日（初日不算入）

当社取締役会は、評価期間内において、大量買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の買付内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当該買付内容を改善させるために当該大量買付者と協議・交渉を行うとともに、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものといたします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に本プランの発動又は不発動に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、大量買付者の買付内容の検討、大量買付者との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができます。この場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

(4) 特別委員会による勧告

(a) 特別委員会について

当社は、上記(3)に定める大量買付者との協議、交渉、評価期間の延長及び下記(b)に定める発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、「特別委員会規程」に定められた手続に従い、大量買付者の買付内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。特別委員会規程の概要は、【別紙3】に記載のとおりです。

特別委員会が評価・検討等を行うに当たっては、その判断が企業価値の向上、株主の皆様の共同の利益に適うものとなることを確保するため、当社の費用により独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

特別委員会を構成する委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役（監査等委員を含む）の中から当社取締役会により選任され、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とし、また、特別委員会の委員の氏名及び略歴は【別紙4】のとおりであります。

(b) 特別委員会による本プラン発動の勧告

特別委員会は、大量買付者による大量買付行為等が以下の事由（以下、「発動事由」といいます。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動（具体的な対抗措置の内容は下記(6)に記載のとおりであります。）を勧告いたします。

①本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為等である場合

②次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為等である場合

(i)大量買付者が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）。

(ii)当社の経営を一時的に支配して、当社等の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うこと。

(iii)当社等の資産を、大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること。

(iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社等の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること。

- ③強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと。）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為等である場合
- ④大量買付行為等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當なものである場合
- ⑤当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある大量買付行為等である場合

但し、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後大量買付者が大量買付行為等を撤回した場合その他大量買付行為等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大量買付者による大量買付行為等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

なお、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告するものといたします。

(c) 特別委員会による本プラン不発動の勧告

特別委員会は、大量買付者が上記（2）及び（3）に定める情報提供並びに評価期間の確保その他本プランに定める手続を遵守していると判断し、かつ大量買付者から提供された情報・資料の評価・検討並びに当社取締役会による大量買付者との協議・交渉の結果、大量買付者による大量買付行為等が、発動事由のいずれにも該当しないと判断するに至った場合には、当社取締役会に対して本プランの不発動を勧告いたします。

但し、特別委員会は、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による大量買付行為等が発動事由のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、改めて本プランの発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（4）による特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要、特別委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行うものいたします。

また、当社取締役会は、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催できるよう速やかに株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議するものいたします。この場合には、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。なお、株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会において本プラン発動の決議がなされた場合には、株主総会の決定に従い、本プラン発動に必要な手続を遂行いたします。大量買付者は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動若しくは不発動に関する決議を行うまでの間、又は上記株主意思確認総会が開催される場合には当該株主意思確認総会において本プラン発動に関する決議がなされるまでの間、大量買付行為等を実行してはならないものいたします。

なお、発動の決定後に、本プランの発動の中止又は撤回が決定された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じること前提にして売買を行った場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(6) 具体的方策の内容

当社取締役会が不適切な大量買付行為等に対抗するための具体的方策は、【別紙5】「新株予約権無償割当ての要項」に記載の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての方法による発行によります。

本新株予約権の主な内容は、以下のとおりであります。

(a) 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議（以下、「本新株予約権発行決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個以上の割合で、本新株予約権を割当てます。

(b) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り 1 株とします。

(c) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）に 2 を乗じた数を上限とします。

(d) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額は、1 円といたします。

(e) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日から 3 週間を経過した日から 6 か月を経過した日までといたします。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日といたします。

(f) 本新株予約権の行使条件

【別紙 5】「新株予約権無償割当ての要項」(e) において定義する非適格者に該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。

(g) 本新株予約権の取得

① 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式 1 株を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議において別途定めるものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、「有効期間」といいます。）は、2029年3月期に係る定時株主総会の終結の時までといたします。

そして、当社は、2029年3月期に係る定時株主総会において、本プランの継続につき株主の皆様の承認を要するものとし、本プランの継続につき株主の皆様の承認が得られた場合には、当該定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで本プランは引続き効力を有するものとし、以後も同様に、3年ごとに本プランの継続につき株主の皆様の意思を確認することといたします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によってこれを廃止させることが可能であります。

また、当社は金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

Ⅳ. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものではありません。

従って、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為等が行われる場合に、大量買付者に対して事前に当該大量買付行為等に関する情報提供を求め、これにより大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものではありません。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005（平成17）年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008（平成20）年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）及び株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により、2015年6月1日に導入し、2018年6月1日、2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

上記Ⅲ. 1. に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。

また、上記Ⅲ. 2. (5) 取締役会の決議に記載したとおり、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議して、株主総会において本プラン発動の決議がなされることを要するものとしております。

さらに、上記Ⅲ. 2. (7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更に記載したとおり、本プランは有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、又は当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの継続及び廃止は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅲ.2.(4)(b)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策の在り方を精緻に分析したうえで設定されたものであります。

(d) 特別委員会の設置

当社は、大量買付者との協議、交渉、評価期間の延長及び発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、かかる特別委員会設置の目的に鑑み、上記Ⅲ.2.(4)(a)に記載する条件を満たす、当社取締役会から独立した者からのみで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることが出来るものとしております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。

(e) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1. 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

2. 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

3. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告いたします。

(2) 本新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が非適格者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものといたします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

(3) 本新株予約権取得の手続

当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができる場合とは、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得いたします。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1株の当社普通株式を受領することになります。そのため、この場合、本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません。かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以 上

【別紙1】

共同協調行為等認定基準

※認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。

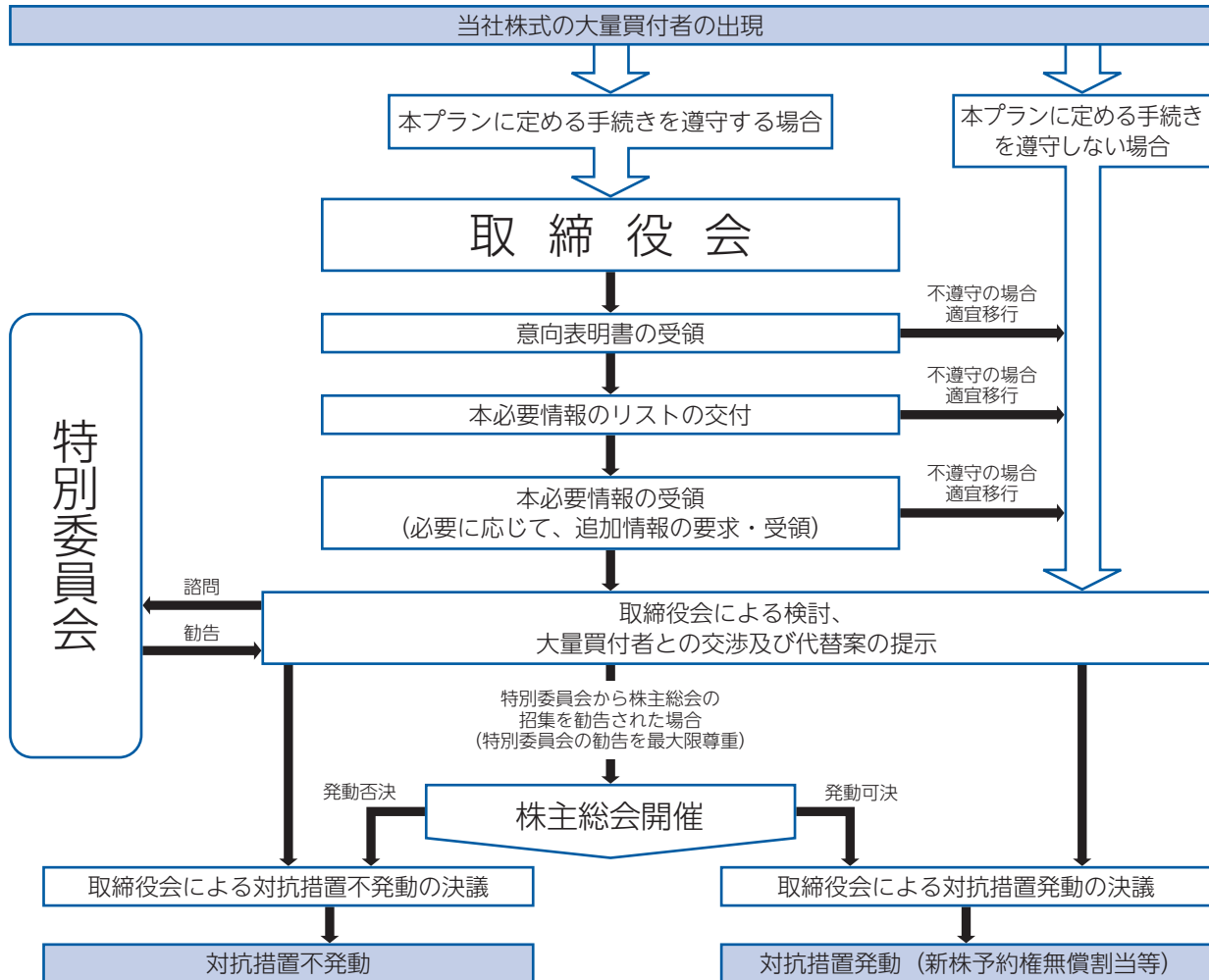
1. 当社株式等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株式等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
2. 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
3. 当社株式等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
4. 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
5. 当該特定の株主が株式等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
6. 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記5記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か

8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

【別紙2】

本プランに定める手続の流れの概要



※上記フローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、第4号議案本文をご参照ください。

【別紙3】

特別委員会規程の概要

1. 設置

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会より委任を受けた、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役（監査等委員を含む）により、3名以上で構成される。

3. 招集権者

特別委員会は、各特別委員会委員が招集する。

4. 決議要件

特別委員会は、特別委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。但し、特別委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、特別委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

5. 権限及び義務

①特別委員会は、大量買付行為等の内容について提供された情報に基づき評価・検討を行い、必要があれば、評価期間の延長の勧告や、当社代表取締役等を通じた買収予定者との交渉により、大量買付行為等が当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益のために改善されるよう努め、最終的に本プランの発動事由の有無を判断し、本プランを発動するか否かにつき当社取締役会に対し勧告を行う。

②特別委員会は、決議及び勧告に必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。

③特別委員会は、大量買付行為等が発動事由に該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告する。但し、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告する。

6. 諮問

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

7. 取締役会の尊重義務

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。但し、本プランの発動が当社株主総会に付議された場合は、当該株主総会の決議に従う。

以上

【別紙4】

特別委員会委員の氏名及び略歴

1. 吉川 興治

1950年2月8日生
1978年4月 検事任官（大阪地方検察庁）
2000年4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長
2004年4月 最高検察庁検事
2005年7月 大阪地方検察庁次席検事
2009年1月 神戸地方検察庁検事正
2010年1月 検事退官
2010年3月 弁護士登録
2014年6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士（馬場法律事務所）

※ 吉川興治氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、本定時株主総会において選任されることを条件に、当社社外取締役に再任する予定です。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

2. 猿渡 辰彦

1953年3月1日生
1976年4月 東陶機器(株) (現 TOTO(株)) 入社
2001年6月 同社取締役執行役員機器事業グループ長
2002年6月 同社取締役常務執行役員機器事業グループ長兼中央技術センター所長
2006年6月 同社取締役専務執行役員研究・技術グループ、経営企画部担当
2013年5月 (株)井筒屋 社外監査役
2013年6月 TOTO(株)代表取締役副社長
2016年6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド (現 ノリタケ(株)) 社外監査役
2020年6月 当社社外取締役 (現任)
2023年6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド (現 ノリタケ(株)) 社外取締役 (監査等委員)

※ 猿渡辰彦氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、本定時株主総会において選任されることを条件に、当社社外取締役に再任する予定です。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

3. 佐藤 陽子

1960年7月23日生
1986年9月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
1990年3月 公認会計士登録
2011年5月 同監査法人シニアパートナー就任
2019年6月 同監査法人退職
2019年9月 公認会計士佐藤陽子事務所所長 (現任)
2020年6月 当社社外監査役
2024年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

(重要な兼職の状況)

公認会計士 (公認会計士佐藤陽子事務所所長)

トーカロ(株)社外取締役

山陽電気鉄道(株)社外取締役

※ 佐藤陽子氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (監査等委員) であり、本定時株主総会において選任されることを条件に、当社社外取締役に再任する予定です。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

以 上

【別紙5】

新株予約権無償割当ての要項

(a) 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権を取得するのと引換えに当社普通株式を交付（当社普通株式を発行すること又はこれに代わる当社の有する当社普通株式を移転することを併せていう。以下同じ。）する数及び本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに交付する数は、下記(b)に定める数とする。
但し、下記3)により対象株式数（下記3)により定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得又は行使により当社普通株式を交付する数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で取得又は行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整に当たり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（下記2)により定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
 - 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所
本新株予約権発行決議において、当社取締役会が定める。
- (4) 本新株予約権の行使期間

下記(d)の本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6か月を経過した日までとする。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本金に組入れるものとし、資本金に組入れない額は0円とする。
- (6) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 本新株予約権の取得
- ① 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、下記(e)記載の(1)に定義する「非適格者」以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- (8) 合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継
当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において取得若しくは行使又は消却されていない本新株予約権に係る義務を、合併の場合には当該合併後存続する会社（吸収合併存続会社）又は当該合併により設立する会社（新設合併設立会社）に、吸収分割の場合には当該吸収分割の分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社（吸収分割承継会社）に、新設分割の場合には当該新設分割の設立会社（新設分割設立会社）に、株式交換又は株式移転の場合には当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社、以上の6者を併せて「存続会社等」という。）に、以下の決定方針に基づき承継させることができる。但し、それぞれの場合について、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 1) 承継された本新株予約権の目的たる株式の種類
存続会社等の普通株式
 - 2) 承継された本新株予約権の目的たる株式の数
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

- 3) 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- 4) 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の取得又は権利行使の条件、発行決議の失効等
本要項に準じて、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。
- 5) 取締役会による譲渡承認について
本新株予約権の譲渡については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(b) 本新株予約権の総数

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）に2を乗じた数を上限とする。

(c) 本新株予約権無償割当ての方法及び割当先

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）における最終の株主名簿に記載された株主（下記(e)の定めにて新株予約権を行使できない者も含み、自己株式の保有者としての当社は除く。）に対して、その有する当社普通株式1株につき1個以上の割合で本新株予約権を割当てる。

(d) 本新株予約権無償割当ての基準日及び効力発生日

(1) 基準日

当社取締役会が本プランの発動を決定した日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(2) 効力発生日

基準日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(e) 本新株予約権の行使の条件

- (1) ①「大量買付者」、②「その共同保有者」、③「その特別関係者」若しくは④「当社取締役会が下記1)及び2)のいずれかに該当すると合理的に認定した者。但し、予め当社取締役会が同意した者を除く。」（以下、①ないし④に該当する者を総称して「非適格者」という。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

1) 非適格者に属する者から当社の承認なく本新株予約権を譲受け又は承継した者

2) 非適格者に属する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者との間にその一方が他方を実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マ

ネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。

- (2) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、
 - 1) 所定の手続の履行若しくは2) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は3) その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (3) 上記(2)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、1) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明・保証し、かつ2) その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記1) 及び2) を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記(1)ないし(3)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(f) 本新株予約権の行使方法等

(1) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書（当該本新株予約権者が非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。）に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会並びに本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて払込取扱場所に提出し、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権

者は、その所有する各新株予約権を個別に行使できるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(2) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(g) 新株予約権者に対する通知

- (1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- (2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(h) 金融商品取引法による届出

上記各項については、金融商品取引法による届出を必要とするときは、その届出の効力発生を条件とする。

(i) 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

①事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国の通商政策を巡る不確実性の高まりや、中東地域をはじめとする不安定な国際情勢に起因する地政学的リスクによる景気減速の懸念が強まるなど、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

当社グループの主力市場であるグローバルゲーミング市場においては、米国の通商政策や地政学的リスクによる大きな影響は見られず、北米地域のカジノホテル等向け需要が堅調に推移する一方で、欧州地域向けの販売は同地域の景気減速感に伴い引き続き弱含みで推移し、また、国内コマース市場及び遊技場向機器市場においては、前期の新紙幣発行に伴う更新特需の反動が想定以上に大きく、顧客の設備投資に対する慎重な姿勢が見られました。

このような事業環境の下、グローバルゲーミング市場においては、北米地域を中心とした堅調な需要を背景に、紙幣識別機ユニットやプリンターユニット等の主力製品の販売拡大に取り組むとともに、収益性の高い製品・サービスの提供を通じて、当社グループの中核事業として収益力の最大化を図りました。

一方、海外コマース市場においては、欧州地域を中心とした景気減速の影響により、大口顧客の在庫調整が継続したほか、積極的に新規市場開拓を進めている北中南米地域においては、案件は着実に増加しているものの、当期の業績への寄与は限定的であり、欧州地域での販売減少を補うには至りませんでした。

また、国内の各市場では、新紙幣発行に伴う特需の反動の影響が大きく、さらに遊技場向機器市場では、スマート遊技機の普及が当初想定を下回ったことも重なり、売上高は前期を大きく下回る状況となるなど、当期の業績は、事業セグメントごとの回復・成長の進捗に濃淡が見られる結果となりました。

以上により、当期の売上高は31,557百万円（前期比16.6%減）となり、営業利益は2,497百万円（前期比49.1%減）、経常利益は3,525百万円（前期比24.6%減）と、いずれも前期を下回りました。一方、当第2四半期に固定資産売却益を特別利益として計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は4,692百万円（前期比23.1%増）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル149.79円（前期152.28円）、ユーロは169.58円（前期164.45円）で推移いたしました。また、決算期末の時価評価に適用する期末日為替レートは、米ドル159.93円（前期149.53円）でありました。

セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

区分	第72期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第73期（当期） 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	前期比増減額	同増減率
グローバルゲーミング	21,477 百万円	21,471 百万円	△5 百万円	△0.0 %
海外コマーシャル	5,707	4,716	△991	△17.4
国内コマーシャル	3,805	2,089	△1,716	△45.1
遊技場向機器	6,824	3,278	△3,545	△52.0
合計	37,815	31,557	△6,258	△16.6

グローバルゲーミング

売上高
構成比

68.0%



紙幣識別機ユニット
i-VIZION

売上高 **21,471** 百万円

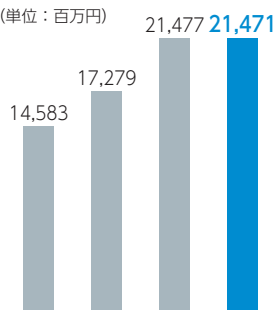
前期比 **0.0%減**

セグメント利益 **5,016** 百万円

前期比 **14.8%増**

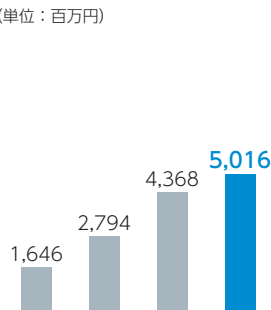
売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

(単位：百万円)



北米地域における堅調な需要を背景に、ゲーミングマシン搭載用の紙幣識別機ユニット及びプリンターユニットの販売が増加した一方で、欧州地域向けの販売が減少したことなどから、セグメント売上高は微減となりました。利益面においては、当セグメントの主力市場である北米地域の売上増に伴い、セグメント利益は増加となりました。

海外コマーシャル

売上高
構成比

15.0%



紙幣還流ユニット
MRX

売上高 **4,716** 百万円

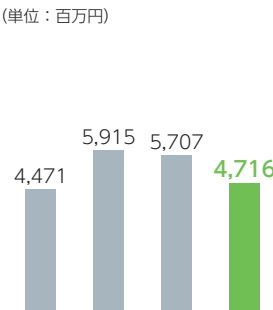
前期比 **17.4%減**

セグメント利益 **△274** 百万円

前期 **566百万円の損失**

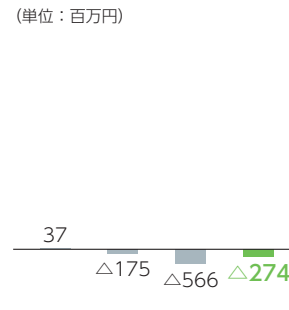
売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

(単位：百万円)



当セグメントの主力である欧州地域向けの紙幣還流ユニットの販売が減少したことなどから、セグメント売上高は減少となりました。利益面においては、北中南米地域向けの販売が僅かではあるものの増加傾向にあることから、セグメント損失については改善が見られました。

(注) △は損失を示しております。

国内コマーシャル

売上高
構成比

6.6%



硬貨還流装置
CRU-06

売上高 **2,089**百万円

前期比 **45.1%減**

セグメント利益 **△86**百万円

前期 **1,147百万円の利益**

売上高

(単位：百万円)

セグメント利益

(単位：百万円)



流通・交通市場向けの紙幣還流ユニット等の主力製品の販売が減少したことなどから、セグメント売上高、セグメント利益ともに減少いたしました。

遊技場向機器

売上高
構成比

10.4%



スマート遊技機専用
ユニット V-REX3

売上高 **3,278**百万円

前期比 **52.0%減**

セグメント利益 **△667**百万円

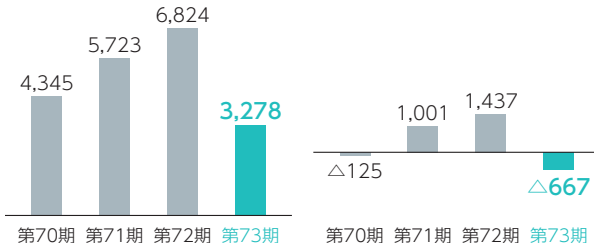
前期 **1,437百万円の利益**

売上高

(単位：百万円)

セグメント利益

(単位：百万円)



スマート遊技機の普及が当初の想定を下回ったことにより、スマート遊技機専用ユニット及び周辺機器の販売が減少したことなどから、セグメント売上高、セグメント利益ともに減少いたしました。

(注) △は損失を示しております。

②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、1,247百万円であります。
その主な内容は、生産用金型505百万円であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

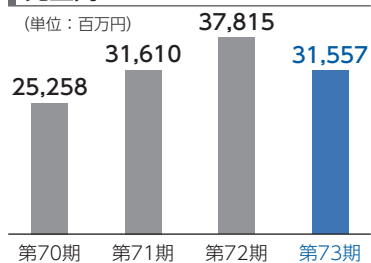
区 分	第70期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第71期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第72期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第73期（当期） 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売 上 高(百万円)	25,258	31,610	37,815	31,557
経 常 利 益(百万円)	1,267	3,568	4,676	3,525
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	3,146	3,281	3,810	4,692
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	106円24銭	112円59銭	140円98銭	173円14銭
総 資 産(百万円)	38,816	47,698	49,385	52,222
純 資 産(百万円)	27,163	28,655	32,031	35,845

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(ご参考)

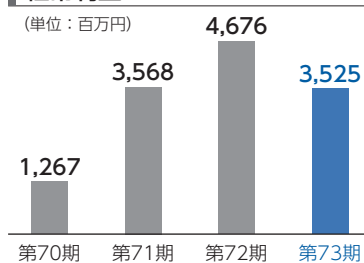
売上高

(単位：百万円)



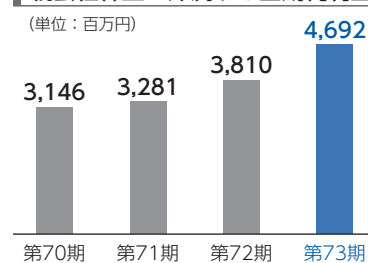
経常利益

(単位：百万円)



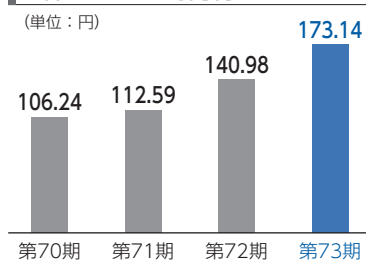
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



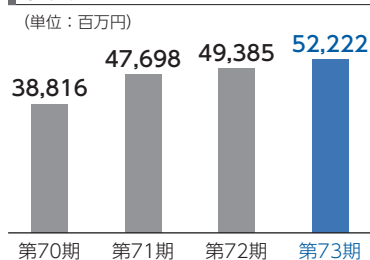
1株当たり当期純利益

(単位：円)



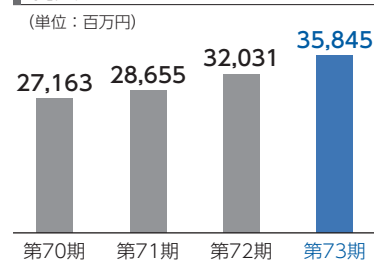
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000 千円	100.0 %	遊技場向機器等の設置工事、保守
JCM AMERICAN CORP.	7,200 千米ドル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM INNOVATION CORP.	1 千米ドル	(100.0)	プリンターユニットの製造・販売 事業の管理
JCM COMMERCE MECHATRONICS, INC.	500 千米ドル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM COMERCIO MECATRONICA BRASIL LTDA	8,400 千リアル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE GMBH.	1,650 千ユーロ	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE (UK) LTD.	127 千ポンド	(100.0)	貨幣処理機器等の販売 プリンターユニットの販売・修理
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	5,000 千タイバーツ	100.0	ソフトウェアの開発
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING(PHILIPPINES)INC.	154,400 千フィリピンペソ	100.0	貨幣処理機器等の製造

- (注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む14社であります。
2. 当社の議決権比率欄の()内は、当社子会社による間接所有であります。
3. 当社は、2025年8月29日付でJCMメイホウ株式会社の全株式を譲渡したため、除外しました。
4. 当社は、2024年7月24日にSHAFTY CO., LTD.の清算を決議し、2025年8月22日をもって清算終了したため、除外しました。
5. 当社は、2024年11月8日にJCM GOLD (H.K.) LTD.の清算を決議し、現在、同社は清算手続中のため、重要な子会社には含めておりません。

③その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、中東情勢の緊迫化をはじめとする地政学的リスクの継続に伴い、原油供給の不安定化やエネルギー価格の上昇、部材価格の高騰等の影響が想定されることから、先行きは依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

このような環境のもと、当社グループは、外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、既存事業の収益基盤の強化と成長領域への経営資源の重点投下を通じて、事業ポートフォリオの最適化を図り、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

主力事業であるグローバルゲーミング事業については、当社グループの中核事業として収益力の最大化を図るべく、北米地域を中心とした堅調な需要の継続を背景に、主力製品の販売拡大や収益性の高い製品・サービスの提供を積極的に推進してまいります。

コマース事業については、海外・国内の双方で新製品の積極投入による製品ラインナップの拡充を図り、需要基盤の拡大と収益性の改善に注力いたします。

このうち、海外市場ではこれまで取り組んできた北・中南米地域の市場開拓に引き続き注力するとともに、アジア地域の未開拓市場への展開にも取り組んでまいります。国内市場では流通・交通・金融等の市場向けの既存需要への対応に加え、クリニック向けをはじめとする新たな市場領域の開拓を進めます。

その他、新製品である硬貨還流ユニットの国内外市場への本格展開を通じて製品提案の幅を広げ、顧客ニーズへの対応力の向上と販売機会の拡大を目指します。

更に、今般決定した富士通フロンテック株式会社からの中・小型リサイクラー/ディスペンサー事業の譲受けによって製品開発力の強化、製品ラインナップの強化、顧客ネットワークの拡充等が可能となり、これらの海外、国内コマース事業の積極展開に大きく寄与するものと考えます。

また、新規事業領域として注力する医療分野への展開については、当該分野における研究開発を製品化に向けて継続的に推進するなど中長期的な成長ドライバーの育成にも取り組んでまいります。

一方、遊技場向機器事業については、近年の遊技場業界の構造変化を踏まえ、他の余暇市場へのシフトを含む新たな事業領域への展開等、あらゆる可能性を検討してまいります。

このような事業環境において、当社グループでは、新たに2028年度（2029年3月期）を最終年度とする中期経営計画「JCM Global Vision 2032～Next Growth Stage～」を策定いたしました。

その詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載のとおりであります。当該中期経営計画における主な経営目標数値は以下のとおりであります。

当社ウェブサイト「中期経営計画」

<https://www.jcm-hq.co.jp/ja/ir/management/strategy.html>

	2026年度 (2027年3月期)	2027年度 (2028年3月期)	2028年度 (2029年3月期)
売上高	39,000 百万円	41,000 百万円	42,000 百万円
営業利益	3,000 百万円	3,700 百万円	4,100 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,300 百万円	2,600 百万円	2,900 百万円

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

製品細目等	用途等	該当セグメント			
		●	●	●	
紙幣識別機ユニット	ゲーミングマシン、精算機等の紙幣受取部として使用されます。	●	●	●	
紙幣還流ユニット	紙幣の受取りと払出しを行い、受取った紙幣を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、精算機等で使用されます。	●	●	●	
プリンターユニット	主にゲーミングマシンに搭載するチケットプリンターとして使用されます。	●	●		
硬貨還流ユニット	硬貨の受取り及び払出しを行い、受取った硬貨を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、精算機等で使用されます。		●	●	
入出金機・釣銭機	スーパーマーケット等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確性・効率化を必要とする場所で使用されます。		●	●	
自動精算機	クリニックにおける診療費等の精算を自動化し、非対面での精算や会計業務の効率化を実現する製品であります。			●	
現金回収業務自動化システム	ゲーミング施設における紙幣回収業務及び現金資産の管理を自動化し、回収・集計作業の効率化及び管理精度の向上を図るためのシステムであります。	●			
OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。	●	●	●	
スマート遊技機専用ユニット	パチンコ店にて遊技客がスマートパチスロ機及びスマートパチンコ機で遊技を実施する際に、玉及び電子メダルの貸出しを管理する装置であります。				●
メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機等に不足するメダルを補給し、また、オーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。				●
紙幣搬送システム	パチンコ店にて遊技客が玉及びメダル貸機に挿入した紙幣をパチンコホール島端に設置した金庫に搬送するシステムであります。				●

【セグメント】

- グローバルゲーミング ● 海外コマース ● 国内コマース ● 遊技場向機器

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
日本金銭機械株式会社 (当社)	本社	大阪市浪速区
	東京本社	東京都港区
	長浜工場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本社	大阪市平野区
JCM AMERICAN CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM INNOVATION CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM COMMERCE MECHATRONICS, INC.	本社	米国 テキサス州
JCM COMERCIO MECATRONICA BRASIL LTDA	本社	ブラジル サンパウロ市
JCM EUROPE GMBH.	本社	ドイツ デュッセルドルフ市
JCM EUROPE (UK) LTD.	本社	英国 ミルトンキーンズ市
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	本社	タイ バンコク市
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING(PHILIPPINES)INC.	本社	フィリピン ラグナ州

- (注) 1. JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市浪速区であります。
2. 当社は、2025年8月29日付でJCMメイハウ株式会社の全株式を譲渡したため、除外しました。
3. 当社は、2024年7月24日にSHAFTY CO., LTD.の清算を決議し、2025年8月22日をもって清算終了したため、除外しました。
4. 当社は、2024年11月8日にJCM GOLD (H.K.) LTD.の清算を決議し、現在、同社は清算手続中のため、重要な子会社には含めておりません。

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
572 名	2 名増

- (注) 1. 上記には契約社員111名(期中平均)は含んでおりません。
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
271 名	3 名増	43.1 歳	15.8 年

- (注) 上記には派遣出向社員45名及び契約社員64名(期中平均)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,650 百万円
三井住友信託銀行株式会社	940
株式会社南都銀行	530

- (注) 上記借入額のほか、以下のとおり私募債(社債)の残高があります。
株式会社りそな銀行 6,000百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

①発行可能株式総数	118,000,000株
②発行済株式の総数	29,672,651株
③株主数	25,304名
④大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713 株	17.19 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,836,000	10.46
上東 洋次郎	1,466,283	5.41
上東 好子	638,600	2.35
株式会社りそな銀行	563,343	2.08
日本金銭機械従業員持株会	533,930	1.97
株式会社三井住友銀行	503,724	1.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	465,400	1.72
トーターエンジニアリング株式会社	432,474	1.59
日本生命保険相互会社	403,226	1.49

(注) 1. 当社は自己株式を2,547,614株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（海外を居住地とする取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	22,000 株	4 名

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

② 当期中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 東 洋次郎	上東興産株式会社 代表取締役
常務取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	井 内 良 洋	上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業管掌
取締役	中 谷 議 人	上席執行役員 生産本部長 兼 生産管掌
取締役	今 井 崇 智	上席執行役員 JCM AMERICAN CORP. 代表取締役 兼 経営企画本部副本部長 兼 グローバル統轄本部副本部長 兼 グローバルファイナンス管掌
社外取締役	吉 川 興 治	弁護士 (馬場法律事務所)
社外取締役	猿 渡 辰 彦	
取締役 (常勤監査等委員)	寺 岡 路 正	
社外取締役 (監査等委員)	佐 藤 陽 子	公認会計士 (公認会計士佐藤陽子事務所所長) トーカロ株式会社 社外取締役 山陽電気鉄道株式会社 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	米 倉 裕 樹	弁護士 (弁護士法人北浜法律事務所) 近畿弁護士会連合会理事

- (注) 1. 2026年4月1日付で高垣豪氏は代表取締役専務取締役に、井内良洋氏、中谷議人氏及び今井崇智氏はそれぞれ常務取締役に就任しております。
2. 取締役 吉川興治、取締役 猿渡辰彦、監査等委員である取締役 佐藤陽子及び監査等委員である取締役 米倉裕樹の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、会計監査人及び内部監査部門との円滑な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、寺岡路正氏を常勤監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役 佐藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役 米倉裕樹氏は、日本及び米国の弁護士資格を有しており、海外経験を含む豊富な知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 吉川興治、取締役 猿渡辰彦、監査等委員である取締役 佐藤陽子、監査等委員である取締役 米倉裕樹の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は12名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の8名であります。

氏名	主要な担当業務
藤原 靖之	上席執行役員 J-CASH MACHINE(THAILAND)CO.,LTD. 代表取締役 研究開発本部長 兼 開発管掌
長谷川 誠	執行役員 JCM COMMERCE MECHATRONICS INC. 代表取締役
神野 紀行	執行役員 グローバル統轄本部 新規ビジネス開拓部 兼 LS営業部 担当
小野村 昌人	執行役員 生産本部副本部長
神崎 祐治	執行役員 J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING(PHILIPPINES)INC. 代表取締役
菱沼 靖	執行役員 グローバル統轄本部副本部長
武田 敬之	執行役員 品質本部長 兼 品質管掌
富吉 哲也	執行役員 研究開発本部副本部長

②当期中に退任又は辞任した取締役

該当事項はありません。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員（取締役）及び国内外子会社役員（取締役、監査役等）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が被る損害（個人として負担する損害賠償金及び訴訟費用（弁護士費用等））が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。

④取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について決議し、定めております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬諮問委員会へ諮問の上、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定にかかる基本方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が最大限尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にかかる基本方針等の内容は次のとおりです。

基本方針

成長戦略の着実な遂行についてのコミットメントを明確にし、短期的な業績だけでなく、中・長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能し、また株主と利益意識を共有した株主重視の視点を取り入れた報酬制度とする。

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、短期業績連動報酬である「賞与」及び中長期業績連動報酬である「株式報酬」で構成する。

「基本報酬」は、役位に応じて月次に支給する固定報酬であり、一定の範囲で各役員の業績評価を反映できるものとする。

「賞与」は、事業年度ごとの親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いに加えて、経営基盤強化等の定性的な要素にも鑑みて、年次に支給する業績連動報酬であり、年1回任期の満了する定時株主総会開催日の翌日に支給する。

「株式報酬」は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、役位に応じて社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対して、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を交付する。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、「基本報酬」のみであり、監査等委員である各取締役の報酬は、定時株主総会で承認された範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

(報酬構成及び算定方法の概要等)

報酬等の種類		業績評価指数 (KPI)	算定方法他	算定方法の概要	
金銭報酬	固定	基本報酬	—	報酬額	【基本報酬限度額】取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬限度額は、年額270百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。短期業績連動報酬含む。）とする。（使用人分給与は含まない。）
				各対象取締役への支給額の算定方法	【一人当たり】月額1,500千円を基準とし、以下の係数を乗じて、個別報酬の金額を算出し、決定した金額を毎月支給する。 ①取締役 評価に応じて基本報酬基準額の100～130%の範囲内とする。 ②役付取締役（会長・社長・常務） 役位・評価・成果に応じて基本報酬基準額の150～250%の範囲内とする。
金銭報酬	変動	短期業績連動報酬（注1） （賞与）	親会社株主に 帰属する 当期純利益	報酬額	【報酬額】固定基本報酬の概ね30～40%の範囲内とする。
				支給条件	各事業年度の当期純利益が出た場合に支給し、損失の場合には支給しない。
				各対象取締役への支給額の算定方法	【支給総額の上限】親会社株主に帰属する当期純利益の1～2%の範囲内とすることを基本指標として、単年度の営業利益目標の達成率及び時価総額の上昇率等を加味して決定する。（注2） 【個人別配分】業績寄与度の評価に応じて、固定基本報酬総額の個人割合を基準とし、かつ±30%の範囲内で算出する。
非金銭報酬		中長期業績連動報酬（注1） （譲渡制限付株式報酬）	—	報酬額	【報酬限度額】年額70百万円以内とする。
				各対象取締役への支給額の算定方法	【支給総額の上限】固定基本報酬の概ね10%相当とする。 役位に応じて一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を支給する。

- (注) 1. 短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬の支給対象は、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役としております。
2. 短期業績連動報酬に係る指標の選定理由は、取締役の報酬と業績等との連動性を高め、株主と利益意識の共有を図るための指標として適切であると判断したものであります。なお、当該指標に係る実績は、連結損益計算書に記載のとおりであります。

(取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は7名であります。）において年額270百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、そのうち社外取締役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の報酬限度額は上記の報酬額とは別枠で、同じく2024年6月25日開催の第71期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は5名であります。）において、年額70百万円以内と決議いただいております。なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2024年6月25日開催の第71期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は3名であります。）において年額60百万円以内と決議いただいております。

□. 当期に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬 賞与	譲渡制限付 株式報酬
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	7 名 (2)	226 百万円 (18)	160 百万円 (18)	46 百万円 (-)	20 百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	36 (18)	36 (18)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外取締役）	10 (4)	262 (36)	196 (36)	46 (-)	20 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役5名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する賞与支給額は、指名報酬諮問委員会への諮問及び答申を受け、2026年5月21日開催の取締役会において決議しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役 吉川興治氏は、馬場法律事務所に所属する弁護士であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査等委員である社外取締役 佐藤陽子氏は、公認会計士佐藤陽子事務所の公認会計士（所長）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、トーカロ株式会社、山陽電気鉄道株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と各社との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査等委員である社外取締役 米倉裕樹氏は、弁護士法人北浜法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、近畿弁護士会連合会理事を兼務しておりますが、当社と同会の間には特別な関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

氏名等		取締役会		監査等委員会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	吉川興治	18回中18回	100.0 %	—	— %
社外取締役	猿渡辰彦	18回中17回	94.4	—	—
社外取締役（監査等委員）	佐藤陽子	18回中18回	100.0	14回中14回	100.0
社外取締役（監査等委員）	米倉裕樹	18回中17回	94.4	14回中13回	92.9

b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・ 社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・ 社外取締役 猿渡辰彦氏は、長年にわたる上場企業役員としての会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・ 監査等委員である社外取締役 佐藤陽子氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・ 監査等委員である社外取締役 米倉裕樹氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。

c. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 吉川興治氏

法曹としての経験と専門的知識に基づき、客観的かつ適切なアドバイスを行うことを期待しております。

2014年6月の社外取締役就任以降、徹底した法令遵守が求められるゲーミング市場での事業展開に不可欠なコンプライアンス強化、リスク管理を念頭に置いた経営判断や、社内体制の構築、予防的措置の実施等において的確な助言や、具体的手法の提案などを行っております。

- ・ 猿渡辰彦氏

上場企業における経営者としての豊富な経験と、技術系を中心に幅広い見識を前提として当社の経営判断についての助言・提言を行うことを期待しております。

2020年6月の社外取締役就任以降、取締役会への出席に留まらず、同氏の専門分野である技術、開発、品質に関する個別案件の決定においても、必要に応じて助言を行うなど、多くの案件に関与しております。

- ・ 佐藤陽子氏

公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しており、当社社外監査役として客観的・専門的な視点から取締役の業務執行に対する監査や適切な助言・提言等を行ってきた経験もあることから、その知識・経験を業務執行に対する監査・監督に活かすことを期待しております。

2024年6月の社外取締役就任以降、金融・財務分野の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会へ出席し、客観的・中立的な立場で監督機能を担っております。

- ・米倉裕樹氏

弁護士としての海外経験を含む豊富な知識を有しており、これらの知識・経験を、一層の海外展開を目指す当社の会社経営の健全性の確保、強固なコンプライアンス体制の構築、業務執行に対する監査・監督機能の強化に活かすことを期待しております。

2024年6月の社外取締役就任以降、法曹分野における豊富な経験、知識を活かし、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から助言・提言を行っております。また、監査等委員会へ出席し、客観的・中立的な立場で監督機能を担っております。

- ・4氏に共通する事項

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、2021年1月27日に設立しました「指名報酬諮問委員会」の委員として、取締役の指名及び報酬の決定に向けた意見形成に積極的に関与することを通じて、経営体制の可視化・健全化に寄与しております。

なお、猿渡辰彦氏は、当委員会の委員長を務めております。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 E Y 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING (PHILIPPINES)INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益配分に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施を勘案し、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。

以上により、当期の期末配当金につきましては、予想どおり1株につき20円とし、中間配当金(1株につき20円)を合わせた当期の1株当たりの年間配当金は、合計40円といたしました。

また、当期は固定資産売却益3,277百万円を特別利益に計上したことから、連結配当性向は23.1%、純資産配当率は3.2%となりました。

なお、これまでは「連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮」して決定することとしておりましたが、中期経営計画に基づき、業績拡大に取り組むなか、株主の皆様への利益還元のさらなる充実のため、今後の配当方針を「連結配当性向50%以上」に変更しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の識鑑別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の識鑑別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作り等に寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、これまでは「連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮」して決定することとしておりましたが、中期経営計画に基づき、業績拡大に取り組むなか、株主の皆様への利益還元のさらなる充実のため、今後の配当方針を「連結配当性向50%以上」に変更しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2023年6月27日開催の第70期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様への承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様への判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求める。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様へ代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会はその判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。

ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。

ハ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランは本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了するため、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続することを決定しております。その詳細は株主総会参考書類の第4号議案をご参照ください。

事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減率、当社の重要な子会社に対する議決権比率、従業員の平均年齢及び平均勤続年数並びに取締役（監査等委員である取締役を含む。）の取締役会及び監査等委員会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、大株主の持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	43,318,598
現金及び預金	19,305,530
受取手形、売掛金及び契約資産	5,705,010
電子記録債権	519,022
有価証券	3,728,666
商品及び製品	8,928,193
仕掛品	441,360
原材料及び貯蔵品	3,600,018
その他の流動資産	1,224,634
貸倒引当金	△133,840
固定資産	8,822,450
有形固定資産	2,627,580
建物及び構築物	625,416
機械装置及び運搬具	103,351
土地	447,375
リース資産	37,151
その他の有形固定資産	1,414,285
無形固定資産	410,022
ソフトウェア	45,257
ソフトウェア仮勘定	6,001
その他の無形固定資産	358,763
投資その他の資産	5,784,847
投資有価証券	3,633,322
退職給付に係る資産	891,190
繰延税金資産	808,813
その他の投資等	517,068
貸倒引当金	△65,548
繰延資産	81,587
社債発行費	81,587
資産合計	52,222,636

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,545,986
支払手形及び買掛金	1,434,513
1年以内返済予定の長期借入金	1,200,000
リース債務	130,896
未払法人税等	845,233
賞与引当金	393,000
役員賞与引当金	46,000
その他の流動負債	3,496,342
固定負債	8,831,278
社債	6,000,000
長期借入金	1,920,000
リース債務	321,820
退職給付に係る負債	1,665
繰延税金負債	542,059
その他の固定負債	45,734
負債合計	16,377,264
純資産の部	
株主資本	31,939,378
資本金	2,220,316
資本剰余金	2,700,615
利益剰余金	30,649,917
自己株式	△3,631,470
その他の包括利益累計額	3,905,992
その他有価証券 評価差額金	671,014
為替換算調整勘定	3,234,978
純資産合計	35,845,371
負債・純資産合計	52,222,636

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	31,557,095
売上原価	18,683,860
売 上 総 利 益	12,873,234
販売費及び一般管理費	10,376,139
営 業 利 益	2,497,095
営業外収益	
受 取 利 息	302,532
受 取 配 当 金	74,793
為 替 差 益	675,569
そ の 他	127,858
	1,180,754
営業外費用	
支 払 利 息	99,360
社 債 発 行 費 償 却	20,755
そ の 他	32,618
	152,735
経 常 利 益	3,525,114
特別利益	
固 定 資 産 売 却 益	3,277,057
関 係 会 社 株 式 売 却 益	9,066
そ の 他	14,913
	3,301,036
特別損失	
固 定 資 産 除 却 損	20,971
投 資 有 価 証 券 売 却 損	250
	21,222
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,804,929
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,236,659
法 人 税 等 調 整 額	875,960
	2,112,620
当 期 純 利 益	4,692,309
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,692,309

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	23,256,020
現金及び預金	10,100,345
受取手形	49,673
電子記録債権	454,915
売掛金	2,160,628
有価証券	3,728,666
商品及び製品	1,422,846
仕掛品	419,309
原材料及び貯蔵品	2,251,073
前払費用	942
前払費用	216,532
未収入金	250,133
関係会社短期貸付金	2,327,072
その他の流動資産	50,389
貸倒引当金	△176,509
固定資産	9,158,878
有形固定資産	1,908,453
建物	267,589
構築物	462
機械及び装置	195
車両運搬具	99
工具、器具及び備品	1,304,006
リース資産	37,151
土地	298,338
建設仮勘定	610
無形固定資産	22,277
ソフトウェア	16,075
ソフトウェア仮勘定	6,001
その他の無形固定資産	200
投資その他の資産	7,228,147
投資有価証券	3,633,322
関係会社株	1,119,213
出資	15,120
関係会社出資金	459,049
会員権	49,010
前払年金費用	891,190
関係会社長期貸付金	1,759,230
その他の投資等	361,168
貸倒引当金	△1,059,157
繰延資産	81,587
社債発行費	81,587
資産合計	32,496,485

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,029,677
支払手形	2,477
買掛金	794,135
1年内返済予定の長期借入金	1,200,000
リース債務	8,948
未払金	567,093
未払法人税等	524,609
未払費用	116,742
前受金	33,059
賞与引当金	353,550
役員賞与引当金	46,000
その他の流動負債	383,061
固定負債	8,294,483
社債	6,000,000
長期借入金	1,920,000
リース債務	32,466
繰延税金負債	306,745
その他の固定負債	35,270
負債合計	12,324,161
純資産の部	
株主資本	19,501,310
資本金	2,220,316
資本剰余金	2,700,615
資本準備金	2,067,276
その他資本剰余金	633,338
利益剰余金	18,211,848
利益準備金	274,318
その他利益剰余金	17,937,530
別途積立金	14,224,761
繰越利益剰余金	3,712,768
自己株式	△3,631,470
評価・換算差額等	671,014
その他有価証券評価差額金	671,014
純資産合計	20,172,324
負債・純資産合計	32,496,485

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商 品 及 び 製 品 売 上 高	9,140,955	
役 務 収 入	2,011,136	11,152,091
売上原価		8,727,226
売 上 総 利 益		2,424,865
販売費及び一般管理費		4,485,093
営 業 損 失		2,060,227
営業外収益		
受 取 利 息	299,266	
受 取 配 当 金	2,529,263	
業 務 受 託 料	140,426	
受 取 賃 貸 料	3,747	
為 替 差 益	722,556	
雑 収 入	104,627	3,799,888
営業外費用		
支 払 利 息	42,232	
社 債 利 息	50,800	
業 務 受 託 原 価	136,742	
賃 貸 収 入 原 価	3,747	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	408,105	
雑 損 失	8,404	
そ の 他 益	20,755	670,787
経 常 利 益		1,068,873
特別利益		
固 定 資 産 売 却 益	3,277,057	
そ の 他	10,445	3,287,503
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	1,205	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	250	
関 係 会 社 売 却 損	90,000	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	23,519	114,975
税 引 前 当 期 純 利 益		4,241,401
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	480,962	
法 人 税 等 調 整 額	585,313	1,066,275
当 期 純 利 益		3,175,125

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

2026年5月20日

E Y 新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高井 大基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

2026年5月20日

E Y 新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高井 大基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

日本金銭機械株式会社 監査等委員会

監査等委員 寺岡 路正

監査等委員 佐藤 陽子

監査等委員 米倉 裕樹

(注) 監査等委員 佐藤陽子及び米倉裕樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

中期経営計画「JCM Global Vision 2032 ～Next Growth Stage～」を策定

当社グループは、2028年度（2029年3月期）を最終年度とする中期経営計画「JCM Global Vision 2032～Next Growth Stage～」を策定いたしました。

当該計画においては、当社グループの「2032年のありたい姿」の実現に向け、今後3年間の重点施策及び定量目標を定めており、当該計画の遂行を通じて持続的成長及び企業価値の向上に努めてまいります。

詳細につきましては、当社ウェブサイト「中期経営計画」をご覧ください。



中期経営計画「JCM Global Vision 2032～Next Growth Stage～」

2032年のありたい姿

- 1 多様化するマネートランザクション分野でお客様へ信頼を提供し続ける企業であり続ける
- 2 新たな事業領域でブランドカンパニーたる地位の確立を目指す

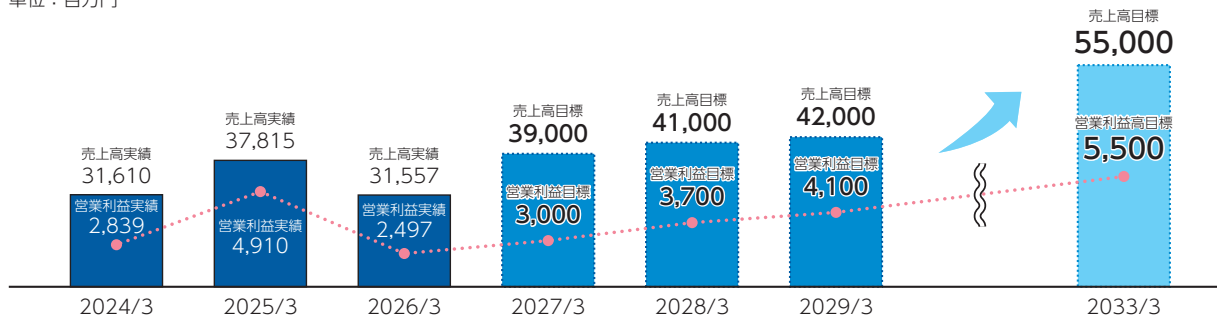
当社ウェブサイト

中期経営計画「JCM Global Vision 2032～Next Growth Stage～」



定量目標（売上高・営業利益）

単位：百万円



海外の様々な展示会に出展・賞を受賞

グローバルゲーミング

当社グループは、米国・ラスベガスにて開催された世界最大のゲーミング業界向け展示会「G2E (Global Gaming Expo) 2025」に「ICB ASAP®」をはじめとする様々な当社製品を出展いたしました。

「ICB ASAP®」は、同展示会主催の「2025 GGB Gaming & Technology Awards」において、「Best Productivity-Enhancement Technology」部門で第1位 (Gold) を受賞するなど、現金回収業務を自動化し、省力化や運用セキュリティを大幅に向上させる製品として、評価を受けております。

また、スペイン・バルセロナにて開催されたゲーミング業界向け大型展示会「ICE Barcelona 2026」や、オーストラリア・ブリズベンにて開催された「Australasian Hospitality & Gaming Expo 2026」、米国・サンディエゴにて開催された「Indian Gaming Tradeshow & Convention 2026」など様々な展示会に出展し、当社主力市場であるゲーミング市場における顧客との関係強化を図りました。今後も、全世界における当社グループのブランド力の向上に努めてまいります。



G2E (Global Gaming Expo) 2025

海外コマース

当社グループは、ゲーミング市場のみならず、海外コマース市場においても、ドイツ・デュッセルドルフで開催された欧州最大の流通業界向け展示会「Euro CIS 2025」や、米国・ニューヨークで開催された北米最大の金融・流通業界向け展示会「National Retail Federation」をはじめ、ブラジル・サンパウロ開催の「FEBRABAN TECH」など、各地域の主要な展示会に積極的に出展し、中期経営計画における重点施策の一つである海外コマース事業の拡大に向けて、当社製品の認知度向上と新規顧客の開拓を推進しております。



EuroCIS 2026

当社グループは、今後も当社がこれまで培った識鑑別技術をはじめとする様々な技術を結集させた新製品を展開することで、各市場における更なるシェアの拡大に努めてまいります。

YouTube

ICB ASAP



株主総会会場ご案内図



交通のご案内

- ▶ 南海電鉄 なんば駅 中央口・南口直結
 - ▶ 地下鉄 なんば駅 南南改札口より徒歩約2分
- ※本会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使いただけますので、是非ご活用ください。
- 株主総会資料の電子提供制度のもと、原則として株主の皆さまへは招集ご通知（サマリー版）をお届けしています。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

